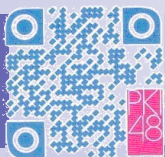


Lightning Talk



こんなマイナンバーカードが
欲しかった!

2017年11月1日

政本 廣志
JNSA 電子署名WG

こんな企画なので、、、



多少の誇張や過激な表現はご容赦ください。



なお、願望なので実現性は別です。

はじめに

マイナンバーカード、
持っていますか？

では、

マイナンバーカード、
使っていますか？

カードの使い道！

カードを提示する機会は増えたと言うが、

マイナンバーカードの3つの利用箇所について

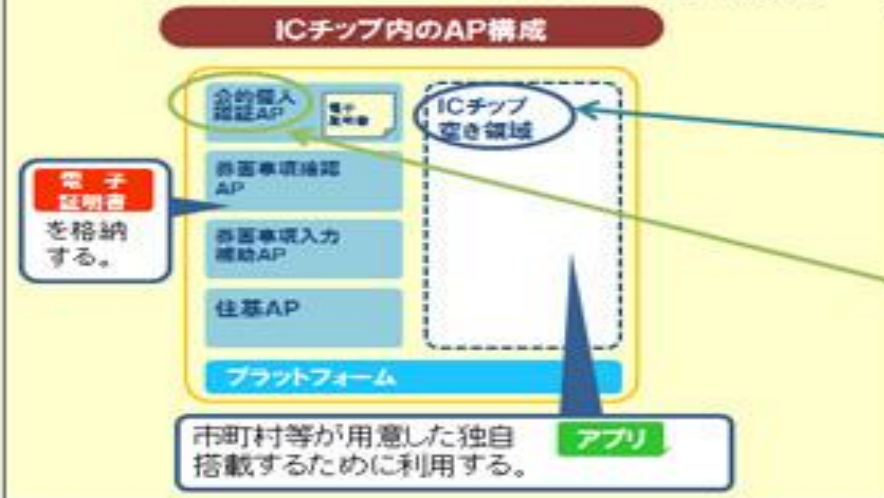
マイナンバーカードの表面



マイナンバーカードの裏面



マイナンバーカードのICチップ内の構成



(1)カード券面
社会保障、税又は災害対策分野の事務における個人番号の証明(個人番号と本人確認の両方が1枚で済む)。公的な身分証明書として活用

(2)ICチップの空き領域
市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関・民間事業者等は総務大臣の定めるところにより利用可能。
・印鑑登録証
・証明書自動交付機
・公共施設予約
・コンビニ交付
・図書館利用
・地域の買い物ポイント 等

(3)電子証明書
(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)
行政機関等(e-TAX、マイナポータル、コンビニ交付)の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。
イメージ:金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング等

特にココ!



なぜ？

- 使いにくいから？
- 使えないから？
- 使いたくないから？

使いにくい？

- カードリーダーの準備が面倒、、、

⇒ では、こんなのがあれば、、、

エストニアのカードリーダー



旧タイプ



新タイプ

カードとセットで配布すればどうでしょう。

使えない？

- 使いたいサービスがない、、、
- ⇒ 認定のハードルを下げるとか、
検証しやすくするとか。

サービスはこんなにできるはず？

マイナンバーカードのメリット

行政

マイナンバーを証明する書類として




○個人番号を証明する書類として個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

○個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
○金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

券面

付加サービスを搭載した多目的カード


- 国～国家公務員身分証としての活用を開始し、健康保険証の根拠搭載を検討中
- 自治体～職員証、印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化

券面

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

アプリ

平成29年8月31日現在、430市町村が導入し7,693万人が利用できる。平成29年度中に、導入市町村は50日に増加し約8,540万人が利用できることとなる予定。

各種行政手続のオンライン申請




○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き遅れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民需開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

民間事業者が公的個人認証サービスを利用するためには、、、

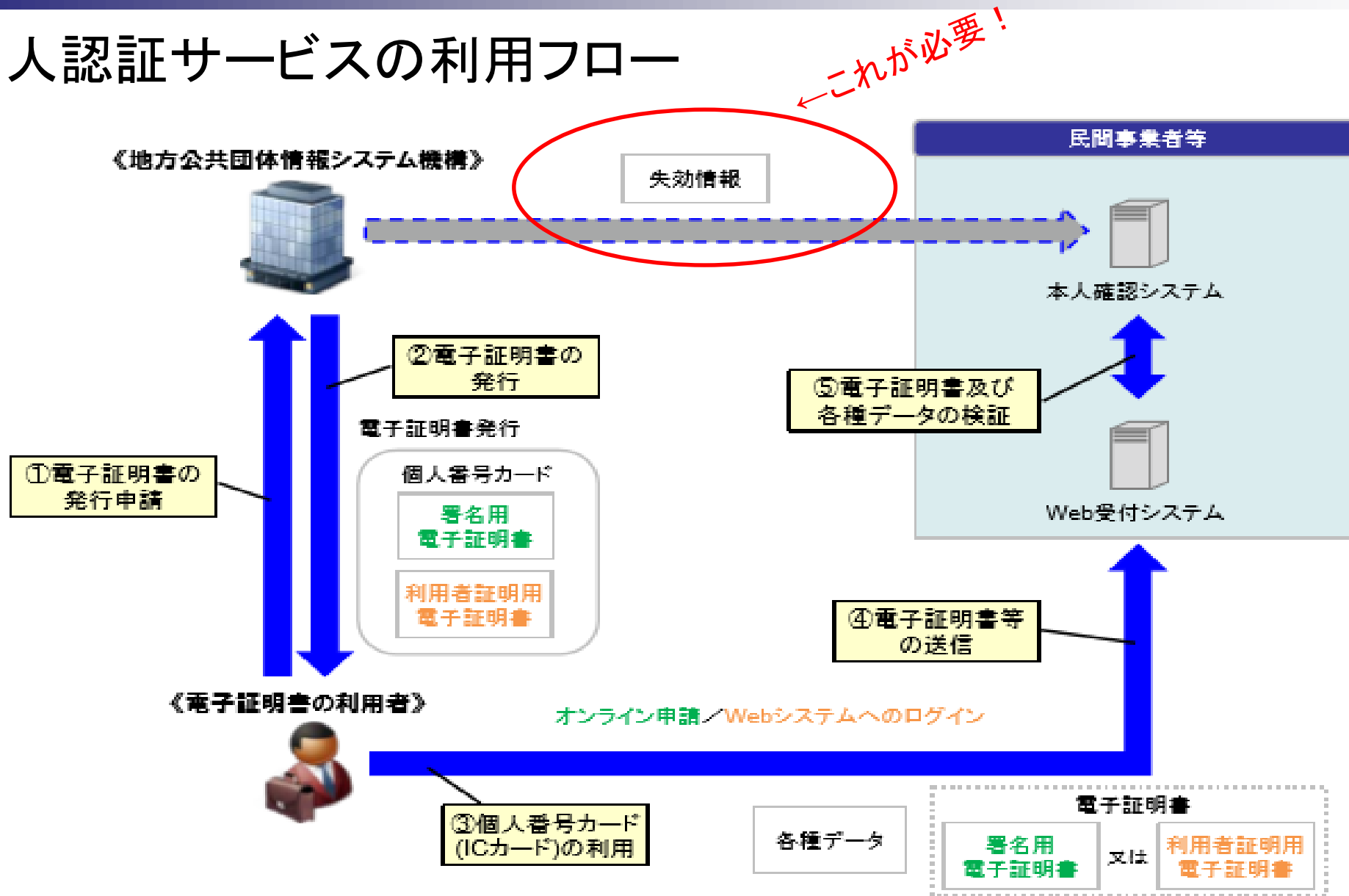
総務大臣による認定の要件

表 4-1 公的個人認証法において署名検証者等に対し保護が求められている情報

項番	情報名	説明	関連条文	目的
1	署名利用者 検証符号	署名用電子証明書内に格納されてい る、利用者の公開鍵	第 19 条第 2 項	目的外利用の 禁止
2	利用者証明 利用者検証 符号	利用者証明用電子証明書内に格納され ている、利用者の公開鍵	第 38 条第 2 項	目的外利用の 禁止
3	失効情報	署名用電子証明書及び利用者証明用電 子証明書の失効状態を確認するための 情報	第 50 条第 1,2 項 第 51 条第 1,2 項	適切な管理義 務
			第 52 条第 1,2 項 第 53 条第 1 項	目的外利用の 禁止
4	失効情報リ スト	複数の失効情報がとりまとめられ、CRL ※2 形式になったもの	第 54 条第 1,2 項 第 55 条第 1,2 項	秘密保持義務
5	対応証明書 の発行の番 号	署名用電子証明書及び利用者証明用電 子証明書に関する、個々の電子証明書を 識別するための番号（電子証明書の シリアル番号）	第 56 条第 1 項 第 57 条第 1 項	（受託者）目的 外利用の禁 止・秘密保持義 務

「公開なのに？」

公的個人認証サービスの利用フロー



失効情報の取得

…住基カードの時は、行政機関等に限られていた

普及のためなら、
むしろ無償にするとか、…

イ 情報提供手数料（案）

- ① 当面は、利用促進を図るため、民間事業者から見たサービス利用のメリットを分析し、「低廉性」を重視した単価とする^{※5}。
- ② 「公平性」等の観点から、利用に応じた料金（従量制）を基本としつつ^{※6}、多様な業種・事業者に適切に対応するため、「大口割引」等を可能にするための規定も設ける。
- ③ 当該単価等は、当面のものであり、利用の拡大等に応じ、柔軟かつ適切に見直しを行う。特に、単価の低減が図れるよう、利用の拡大に積極的に取り組む^{※7}。

【手数料（案）】

- ◆ 署名用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 20円
- ◆ 利用者証明用電子証明書の有効性確認を行った件数 × 2円
- ◇ 大口の利用、利用事務・事業の公益性その他の事情にかんがみ、手数料の単価又は総額の減額を行う場合がある。

使いたくない？

- マイナンバー見られると困る、、、

筆筒にしまっておきましょうという意見まで出る。。。

⇒ 見られても大丈夫なように、、、

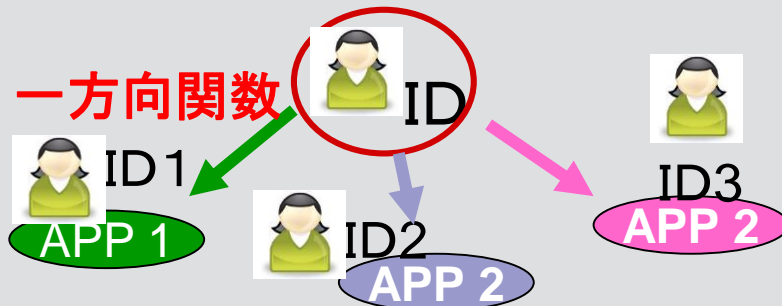
そのためのセクトラル方式では？

ID管理モデルの分類

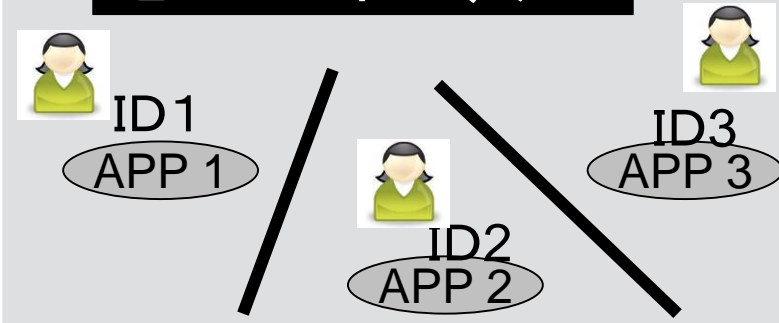
フラットモデル



セクトラルモデル



セパレートモデル



- フラットモデル: 複数のサービスに同じID(汎用的なID)を使う。
 - 例: エストニア, デンマーク
- セパレートモデル: サービス毎に異なるIDを使う。
 - 例: スロベニア
- セクトラルモデル: サービス毎に異なるID(基本のIDから派生させたもの)を使う。
 - 例: オーストリア

あるいは、、、

マイナンバーカード



表面



裏面

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/index.html>

こんなカードなら、、、

券面表示しないで、Viewerで見せる！
(ICカードなんだから)



表面



裏面

証明書内に'住所'が必要か？という気もするが。。。
(4情報のうち不変なのは生年月日のみ！)

ということで、進化形(1)

小型カードリーダー



進化形(2)

スマホで読み取り



進化形(3)

PCは無くても、、



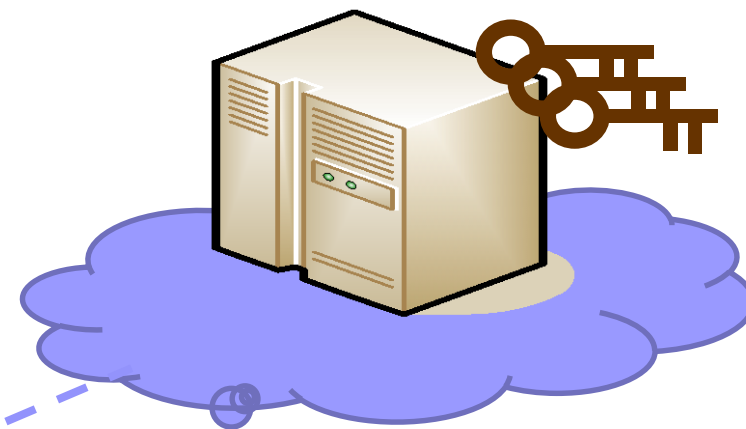
進化形(4)

カードも無くても、、



進化形(5)

そして何も無くなり、、



リモート署名になる かも